

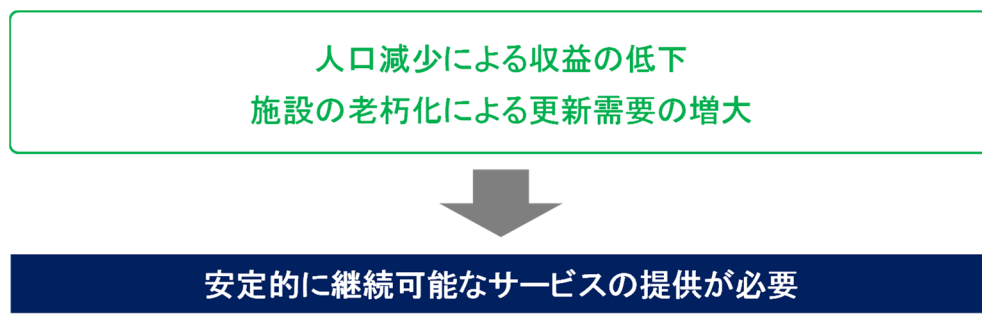
1.1 経営戦略とは

1.1.1 経営戦略の必要性

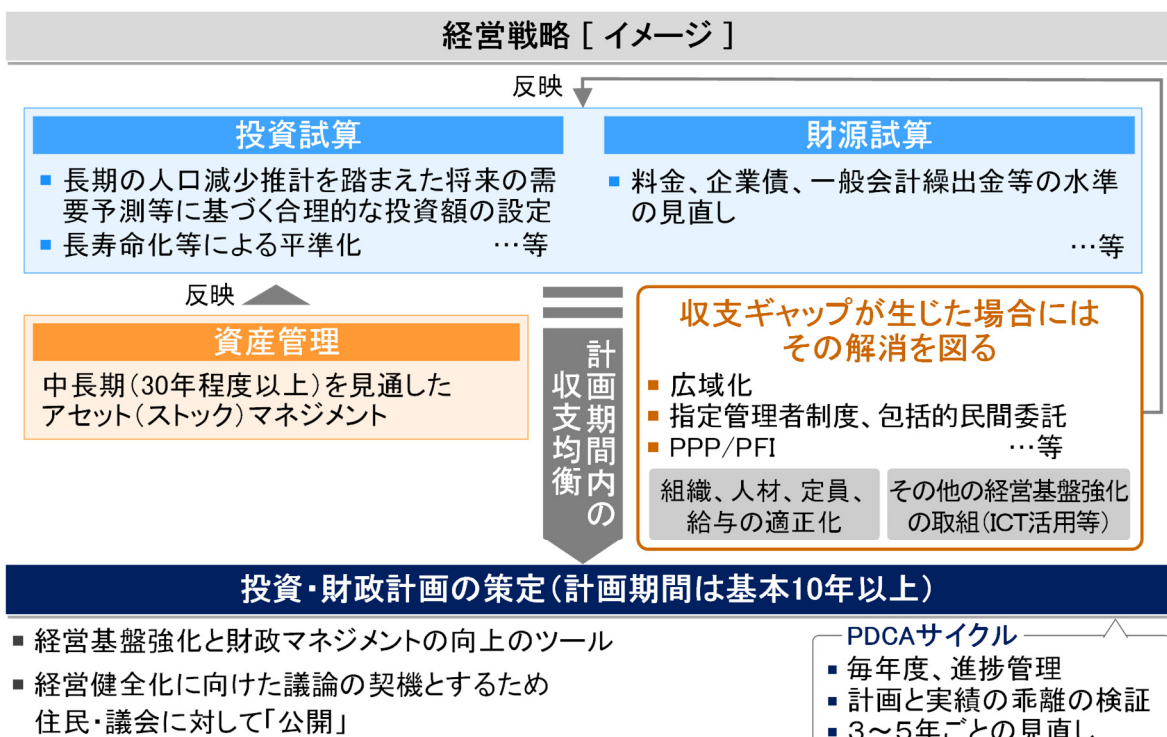
「経営戦略」とは、各公営企業が将来にわたりサービスの提供を安定的に継続することを目的とした中長期的な経営の基本計画です。

本経営戦略は、経営の健全化と基盤強化を図り、安全・安心で持続可能な水道事業及び下水道事業を確立するために策定するものです。

なお、総務省から、各地方公共団体に対して、令和2年度までに「経営戦略」を策定することが要請されています。



1.1.2 経営戦略策定のイメージ



(出典) 総務省 (平成31年)

図 1-1-1 経営戦略策定のイメージ

1.1.3 経営戦略策定の定義・留意点

国が示す「経営戦略」策定の定義及び留意点については以下の通りです。

【 定義 】

- 企業（事業）及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること
- 計画期間が10年以上となっていること（やむを得ず10年未満とする場合、理由について住民・議会に説明されていること）
- 計画期間内に収支均衡していること（収支均衡していない場合でも、収支ギャップの解消に向けた取組みの方向性や検討体制・スケジュールが記載されていること）
- 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること
- 進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方が記載されていること
- 住民・議会に公開されていること

【 留意点 】

- PDCA サイクルの確立（経営戦略策定後も進捗管理や計画と実績との乖離を検証し、その結果を踏まえた定期的な見直しを行うこと）
- 「投資試算」、「財源試算」は、可能な限り長期間（事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年から50年超）かつ複数の推計パターンで行い、長期目標も設定すること
- 策定に当たっては、一般会計の企画、財政担当部局などと連携して策定すること
- 策定の各段階において、住民・議会への適切な説明を行うこと
また、必要に応じて住民の参加を得ることも有効であること
- 都道府県は、市町村における経営戦略の策定や改定の取組みについて具体的かつ積極的な支援を行う必要があること

1.2 経営戦略の位置づけ

1.2.1 本経営戦略の位置づけ

国が示す新水道ビジョンや新下水道ビジョン、久留米市の総合計画や生活排水処理基本構想等、既存計画である中期経営計画、令和2年度に策定した水道事業におけるアセットマネジメント計画、下水道事業におけるストックマネジメント計画、水道法改正との関連性を含め、今回策定する経営戦略の位置づけは、下図に示す通りです。

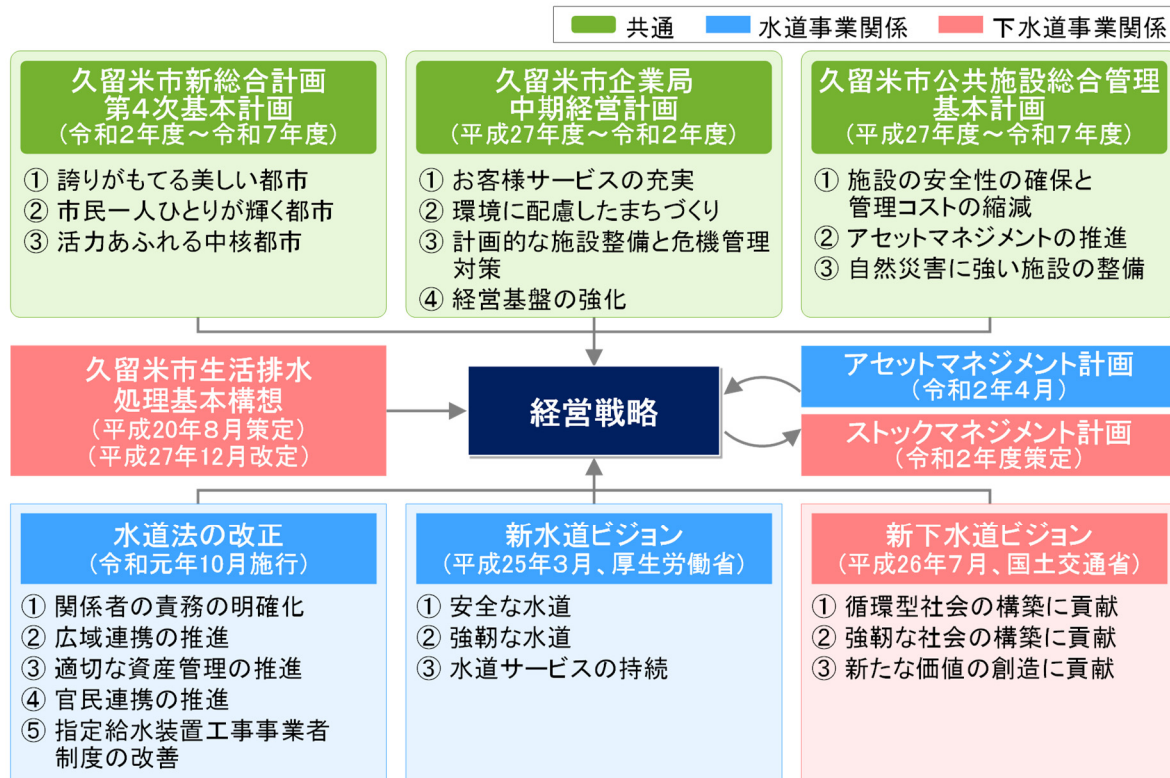


図 1-2-1 本経営戦略の位置づけ

1.2.2 水道事業アセットマネジメントと下水道事業ストックマネジメント

本経営戦略における投資・財政計画の重要な要素となる「水道事業アセットマネジメント」と「下水道事業ストックマネジメント」の概要については以下の通りです。

① 水道事業におけるアセットマネジメント

水道事業におけるアセットマネジメントとは、新水道ビジョン（厚生労働省）に掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、事業実施に必要な財源等の財政状況を踏まえながら、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指します。

② 下水道事業におけるストックマネジメント

下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを指します。

下水道事業を持続的に運営していくためには、このストックマネジメントに取り組みながら、施設管理に必要な経営管理、執行体制の確保を含めたアセットマネジメントに取り組むことが重要です。

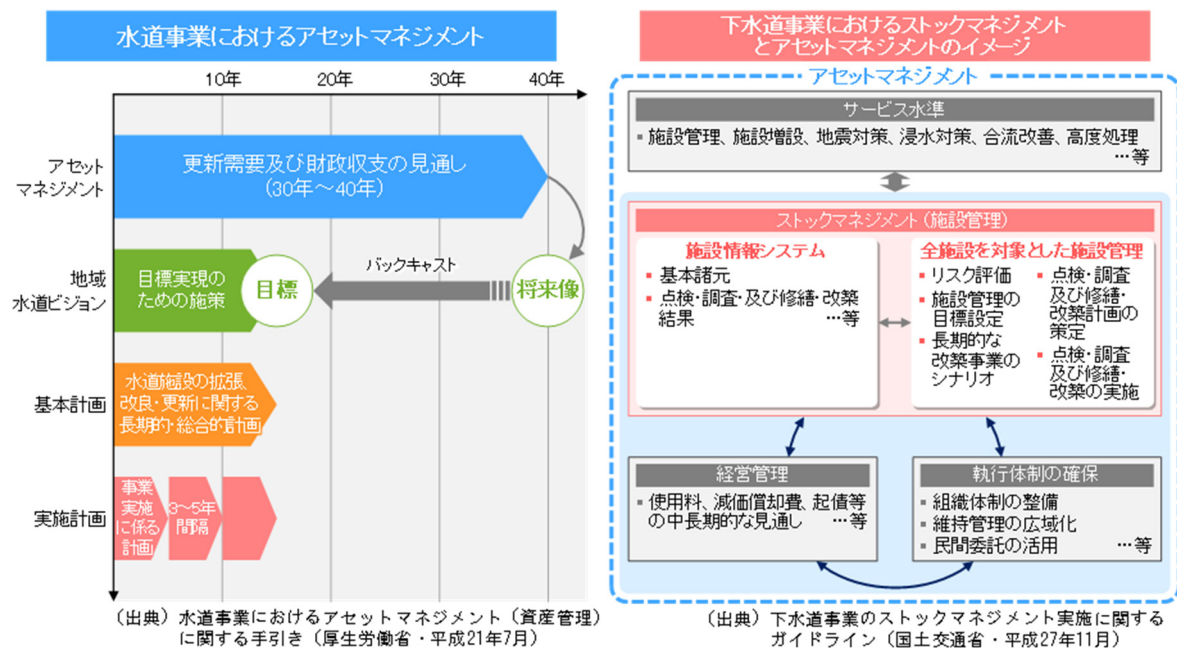


図 1-2-2 水道事業アセットマネジメントと下水道事業ストックマネジメント（イメージ）

1.3 経営戦略の計画期間

本経営戦略の計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間で設定します。また、前期（令和3年度～令和5年度）、中期（令和6年度～令和8年度）、後期（令和9年度～令和12年度）に区分し、計画に基づく事業等を推進します。



図 1-3-1 経営戦略の計画期間